

満了日が近づいたら 自治体登録・許可更新 と システム登録更新

自動車リサイクル法における引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業の自治体登録・許可は5年毎に更新が必要です。

満了日が近づくと、メニュー画面に「更新申請期間が近づいています。」のメッセージが表示されます。

引取工程 > メニュー選択 (JPRS1000)

現在の登録状態を表示

ログアウト 画面印刷 ヘルプ

事業所コード	123456780102	事業者/事業所名	999社 ○△□自動車
ステータス	通常	確認・変更	
登録満了日	2019/09/03		

■引取業の更新申請期間が近づいています。

業の更新について不明な点がある場合は、右のボタンを押してあらかじめ実施すべき内容を確認しておいてください。

業の更新について 自治体連絡先一覧

メッセージが表示されるのは
引取・フロン類回収工程： 登録満了日の**3カ月前から2カ月前**まで
解体・破砕工程： 登録満了日の**5カ月前から3カ月前**まで

事業を継続する場合は自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。ステップ1～3のとおり、システムの更新を行ってください。

ステップ1

自治体への登録・許可更新

満了日が近づいたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請をしてください。
 自治体への更新申請をせず満了日を過ぎてしまうと、登録・許可が失効してしまいます！

ステップ2

システム上での登録更新

自治体へ更新の申請をしたら、自動車リサイクルシステムの更新をしてください。
 自治体での更新手続きが全て完了するまで待つ必要はありません。

- ① 自動車リサイクルシステムHPの「事業者向け」から「〇〇業者」(更新対象工程)画面に入り、「電子マニフェストシステム」に「事業所コード」と「パスワード」を入力してログイン。

自動車リサイクルシステム

システムログイン

電子マニフェストシステム

電子マニフェストシステム >

ログイン (JPRS0200)

閉じる 画面印刷 ヘルプ

1. ログイン情報(※)の項目は、必ず入力してください。

事業所コード※ **入力!**

パスワード※

閉じる パスワード変更 **ログイン クリック!**

ステップ3

- ① 満了日の2ヵ月以内(解体・破砕は3ヵ月以内)になると、メッセージが変わりますので、「更新申請済」ボタンをクリックしてください。

自治体と事業者の双方がシステム更新を行うと、満了日が更新されます。

事業所コード	123456780102?	事業者/事業所名	〇△□自動車
更新タイプ	通常		
登録満了日	2019/08/17		

■引取業の更新申請期間に入りました。業を継続する場合は、更新手続きを行ってください。

業の更新について必要な手続きが分からない場合は、右のボタンを押して内容を確認してください。

自治体への引取業の更新手続きについては、右のボタンを押して管轄自治体にお問い合わせください。

【重要】必要な書類を全て管轄自治体に提出したら、右のボタンを押してください。

1. 電子マニフェストによる移動報告

規約・約款を確認するメッセージが表示されます。確認後、「同意します」ボタンをクリックしてください。

注 意

所管自治体へフロン類回収業の登録の更新申請を間違いなく行いましたか？
貴社が『更新申請済』ボタンを押した情報は、所管自治体へ伝えられます。
このため、所管自治体へ登録の更新申請を行っていないにも関わらず虚偽でこのボタンを押した場合、行政により指導・処分される場合があります。

また、この電子マニフェストシステムを継続して使用するには、以下の規約・約款に同意いただく必要があります。

電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約

上記の内容に同意し、処理を続行しますか？
(規約・約款を最後までスクロールして内容を確認してください)

同意しません 同意します

- ② 「更新申請済ボタンを押したことを確認しました。」のメッセージが表示されます。

■更新申請済ボタンを押したことを確認しました。

登録満了日の更新は、自治体の各種確認が完了した日の翌日に行われます。
更新申請済ボタンを押したにも関わらず引取報告ができない場合には、管轄自治体にお問い合わせください。

自治体連絡先一覧

注意

1) 複数工程の更新

自治体へ複数工程(引取・フロン・解体・破砕)更新申請した場合、システム登録も工程ごとに更新する必要があります。

2) 複数事業所の更新

同じ自治体管内に複数の事業所がある場合、一つの事業所で更新申請が完了すれば、管内全ての事業所のシステム更新申請が完了します。

所管自治体異なる場合、所管自治体ごとにシステム更新申請が必要です。

- 3) 「更新済ボタンを押したことを確認しました」のメッセージは、自治体と事業者の双方がボタンを押した翌日に消えます。

- 4) 「自動失効しています。」のメッセージが表示された時は、すぐ自動車リサイクルコンタクトセンターにご連絡ください。